

# 鳥取県デザイナー協会 入会規約

(『鳥取県デザイナー協会会則 第2章 会員』より抜粋)

## 第5条(会員の入会と資格)

本会の会員になるうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し理事会の審査と承認を得なければならない。また、鳥取県内在住者で、企業・フリーランス・研究・教育の場においてデザインに関わる活動を行い、会員1名の推薦による個人、及びデザイン振興・啓発に対して理解のある事務所・団体・個人であることとする。

## 第6条(会員の種類)

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 正会員        | 企業・フリーランス・研究・教育の場において、デザインに関わる活動を行い、<br>会員1名の推薦による個人 |
| (2) フレンド会員[法人] | デザイナーの育成及びデザイン振興・啓発に対し理解があり、<br>その擁護に熱心な法人           |
| (3) フレンド会員[個人] | 本会の趣旨に賛同し、協力できる個人                                    |
| (4) スチューデント会員  | 本会の趣旨に賛同し、協力できる学生                                    |

## 第7条(会員の権利)

会員は、本会が会員のために図る様々な利益を、公平に享受することができる。  
また、正会員は総会での決議権を有する。

## 第8条(会員の義務)

会員は、会則に基づき本会が決議した事項に対し、積極的に参加・行動する義務を有する。

## 第9条(退会)

会員は、次の各項のひとつに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡または本会が解散したとき
- (2) 本人より文書による申し出があったとき
- (3) 会費を2年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

本会に、著しく損害を与え、または名誉を傷つけ、趣旨に反する行為があったときは、  
理事会の決議により除名することができる。

## 第10条(退会会員の権利義務)

会員は、退会后既納の入会金・会費等に関し、払い戻しの請求をすることができない。

## 第11条(会費)

会員は、原則として入会時に別に定める入会金・会費を前納する。

なお、特別な事業などを行う場合には、臨時会費を徴集することができる。

入会金3,000円(正会員・フレンド会員は同額。スチューデント会員は無料)

会費	正会員	年額15,000円
	フレンド会員[法人]	年額15,000円(一口5,000円で3口以上)
	フレンド会員[個人]	年額 5,000円
	スチューデント会員	年額 2,400円